

先刻系稿書出

後ニ補ニ答世註

匹時年々、系稿ニ

訂正の必要歟、

系稿の第十巻迄

可と承えし、山嵐館物

(七世)の記

の前後ニ一旦認め

後ニ朱筆ニ三行

終了部分一二

行あり、この柳分の家

はも盛時の初稿

此を或行とイカ

おあり、これ



